

第1 決算審査特別委員会（第3 日目）

H25.9.19（木）10：00～

第二委員会室

開 会 10：00

委員長

おはようございます。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。
これより本日の会議を開きます。

教育費

委員長

教育費の説明を求めます。教育部長。

館部長

（教育費について説明する。）

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑に入る前に皆様にご協力をお願いいたします。
質疑、答弁ともに要点を簡潔にまとめていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑ございますか。

荒 木

2点お願いします。1点目は、189ページ、備考の学校支援地域本部事業に要した経費73万円の内訳をお願いします。

それと、ページ数はわかりませんが、事務概要の166ページの就学援助の関係の一覧が出ていますが、前年とその前年を調べたのですけれども、確認できなかったのが、24年度ですから、その直近の三、四年からこの人数の増減というか、ふえる傾向だと思うのですけれども、それをお伺いします。

吉川課長

189ページの学校支援地域本部事業に要した経費の73万3,259円の内訳につきましては、まず本事業は学校の教育活動の中に地域の方々の力をいただいて支援してもらい事業活動を進めるというもので、その実施にかかわって各学校の教育活動のどの事業に入ってほしいかということ調整するコーディネーターの職員が必要です。そのコーディネーターの報酬として、採用しておりましてその者の報酬、それから実施する中でボランティアの方の参加ということになりますから、それぞれのボランティアの方の保険料等を措置しております。金額につきましては、コーディネーターの方の報酬が54万円、その他保険料等については2万1,600円を措置したところです。

高田課長

就学援助の人数でございますが、24年度が小中合わせて670名です。これは、それぞれの項目ごとに対象人数が出ておりますけれども、全体で670名が準要保護世帯の人数です。23年度が707名です。22年度が682名です。21年度が684名です。20年度が644名です。

荒 木

ちょっと勘違いしていたかもしれませんが、地域支援本部事業に学校評価委員の関係は入っていましたか。別でしたか。わかりました。それが確認できれば結構です。

委員長

ほかに質疑ございますか。

木 下

私からは3件ほどありますので、ページ数で追って申し上げます。189ページ、教育費の教育管理費、教育振興費の心の教育推進に要した経費のうちスクールカウンセラー報酬313万3,226円の時間数と1校当たりの人数と時給は幾らか、1校当たりの主な相談内容等をお聞きしたいと思います。

2つ目、同じページの学びサポーター報酬1,006万7,250円の内訳、何校分か、

また時給は幾らか。

3点目、197ページ、教育費の高等学校費の学校管理費、その他高等学校教育の実施及び管理に要した経費のうち、その他諸費1,324万8,863円の内訳についてお伺いします。

吉川課長

まず最初に、スクールカウンセラーの報酬につきましては、採用はまず嘱託職員ということになっております。したがって、月額報酬という形をとっております。報酬の金額が310万円を超えておりますけれども、月額報酬部分が240万円、それから学校巡回をしておりますけれども、勤務時間が9時から4時ということになっておりますが、どうしても時間外による保護者との相談とか、時間外による教職員との打ち合わせとかということの業務も入れておりますので、その時間外の部分については年間446時間の結果になったところです。

それから、このスクールカウンセラーの相談ということでございますけれども、やはりまず子供たちが学校生活で不安を感じたり、友達関係で不安を感じたりしている子への相談、それから教職員と情報共有して気になる子供の具体的な対処について協議する場に一緒に参加して情報共有するとか、それから不登校ぎみの子供の保護者と直接相談の機会を持ってその対処について助言するというような業務を中心に実施しているところです。学校の回数は1週間、小学校の巡回に訪問しているものです、この決算書に出ている職員は、中学校は、道からの派遣を受けて実施しているところです。小学校は6校ありますので、午前、午後を分けて訪問していくと。おおよそ1.7回ぐらいは、学校には1週間単位では訪問しているという内容になっております。

学校サポート事業の学びサポーターの件につきましては、時給につきましては1,000円ということでお願いをしております。小中学校全校に学びサポーターを配置しております、24年度につきましては15名の先生方を配置し、さらに江部乙小学校には國學院の学生を2人配置して、人数では17名の配置をしているところです。主に小学校が2名程度、中学校は1名程度という状況になっているところです。

法村事務長

3番目の高等学校費のその他諸費の内訳について説明いたします。

まず、臨時的任用職員の業務主事の賃金として126万1,269円、スクールカウンセラーの報償費として64万1,378円、赴任旅費ほかの旅費として357万9,580円、学校要覧等の印刷製本費として36万5,276円、あと学校の修繕として91万6,282円、電話料等の通信運搬費として58万7,458円、ストーブ分解清掃料の手数料として83万371円、あと保険料として157万6,885円、コピー機の使用料ほかとして使用料の166万4,858円、備品購入費として129万2,329円、負担金補助交付金として39万5,600円、共済費として13万7,577円の合計で1,324万8,863円となっております。

木 下

心の教育と学びサポーターの関係ですけれども、各学校によってはもう少し来てほしいとか、もうちょっと時間数をふやしてほしいとか、そういう要望はあるのでしょうか。

吉川課長

このサポーターを配置するに当たっては、各学校から計画書をいただいた上で配置をしております。その過程では、非常に低学年に課題のある学級があるとか、この子へのケアが必要だとかという個別の要望を全体的な学校の要望として受けとめておまして、配置の時間数をふやしてほしいという要望はございます。私たちといたしましては、やはりこの配置がさらに隅々まで行き届くよ

うにということで事務局としても努力して時間数や配置の充実について、これからは財政当局とはよく実態を説明する中で内容の充実を図っていきたいと思っています。

委員 長
関 藤

ほかに質疑ございますか。

2点ほどお願いいたします。1点目は、189ページ、今木下委員のほうから質疑がありましたスクールカウンセラー等について、それから事務概要のほうの168ページに関連してお伺いいたします。教育相談についてなのですけれども、総数が29件ございまして、特にその中の一番下の件数でいじめ相談、電話相談、いじめ相談メールで2件、これは多分お子さんからなのかなと思うのですけれども、それ以外が保護者、家族からの25件というのが相談件数として出てきているわけですけれども、この保護者からの相談の第1報というのは学校に来ているのが主なのでしょうか、それとも教育委員会に直接来ているのでしょうか。また、相談内容はいじめということに関連しては2件ということで、であれば残りの二十数件というのは不登校だとか教師への対応等々に当たるのかなと思うのですけれども、具体的にどういった内容が相談件数として来ているのかお伺いします。そしてまた、その対応については今木下委員の答弁の中でスクールカウンセラーが保護者とも対応するということなので、全てこのスクールカウンセラーに任せて対応しているのかという点をお伺いいたします。

それと、2点目は西高等学校の教育費についてなのですけれども、ちょっと私は前年度、前々年度の資料を見忘れてしまったのですけれども、代々木ゼミナールとの衛星授業の内容で多分契約金が70万円か75万円が上程を以前はされていたのではないかと思うのですけれども、その部分がなくなったのは多分システムが変わったからだと思うのですけれども、現在どういった状況の契約になっているのかお伺いいたします。

以上です。

吉川課長

まず最初に、教育相談の中身についてです。事務概要の168ページに載っている29件の教育相談、これは全て教育支援課の事務局が相談電話、それからいじめ専用電話、それから専門員を配置しておりますから、専門員が第1者と相談した結果ということです。全て事務局で受理したものということでまず受けとめていただきたいと思います。

その相談の内容につきましては、事務概要に(3)で大きなくくりで書いてありますけれども、もう少し細かく申し上げますと、29件の内訳として、いじめの関係はここに書いてあるとおり2件なのですけれども、不登校にかかわる相談、これが9件、それから学校教師等への不満、これが7件、友達関係の相談6件、進路関係その他が4件ほどでございます。相談者は、子供が直接というケースももちろんありますけれども、やはり保護者の方がほぼほとんどでございます。その処理につきましては、受理した中身はなるべく学校名を特定できるように努力しますが、特定できないということもあります。それから、一般に広く周知されている相談電話ですから市外の方、滝川市以外の子供や保護者というものの中にはございますので、まずはいずれにしても内容は聞き取って、学校への情報提供をしてすぐ対処しなければならないものに関しては早急に学校に連絡をして相談者や保護者の方々、それから友人関係のリサーチとか、実態把握を進めた上で解決の方策も事務局と一緒に取り組んでいる、そういうことで相談対応をしているところです。そんな中におけるスクールカ

ウンセラーの役割は、先ほどもスクールカウンセラーの業務の中に入れてきたけれども、教職員との個別情報を共有している頻度が結構高いですから、相談者とスクールカウンセラーの対応しているものが一致したりする場合もありますので、その辺をきちんと学校としてどう対応していくか、その中でスクールカウンセラーの役割はこういう役割だというようなことで一つ一つ組織的に対応して、カウンセラー任せということは決してございません。

法村事務長

サテライン受信料について75万円というご質疑だと思うのですが、それにつきましてはその他諸費の中の1,324万8,863円の中の使用料として166万4,858円の中に含まれているため、特にこちらのほうには備考欄には記載しておりません。

関 藤

そうすると、教育相談のところで、今ご答弁の中で教師への不満等々というのが7件で、この教育相談には市外の件数もあるということですが、この7件については滝川市内の学校の相談内容になるのか、また教師への不満対応ということになると、これは非常に扱いが難しいのではないかと思います。

それから、2点目としては、代ゼミの75万円の対応というのはこの決算の場合も同じ75万円ということで、システムが多分変わっていると思うのですが、それはことしから変わったのでしょうか。去年はまだDVDの形ですか。今年度はDVDではないと思います。多分パソコンのシステムが変わって入ってきていますよね。今までは、多分75万円という契約はDVDを受講者がいるということで、そのDVDを買い取って送ってきてもらって、それで生徒に受講する教材を与えるという形だったと思うのですが、代ゼミのシステムがもうそういったシステムではなくなりましたよね。その件についてお伺いいたします。

法村事務長

24年度まではシステムは75万円と同じだったと思うのですが、そのシステムが変更されたかどうかについてはちょっと私のほうではっきりわかりませんので、今年度から変わったのかどうか、後で調べましてご連絡したいと思います。

吉川課長

教師への不満の相談内容はということでございます。今回の件数の中では、内訳は全て市内の案件でございました。内容は、一つ一つ取り上げてということにもなりませんけれども、やはり日常的な学級での活動で何かしら子供同士のトラブルがあれば、そのトラブル当事者を集めて指導していくわけですが、その指導結果を教師は保護者にもきちんと伝えているわけですが、子供が家に帰ってこんなだった、あんなだったということは必ずしも教師側が指導結果を伝えたことと食い違いが出てくるということは、これはどうしてもあります。そこで、やはり不満であったり、学校の担任側の説明はこうだったけれども、うちの子供に聞くとこうだったよとか、それはいろんな問題で発生します。したがって、一つ一つ丁寧にやはりその不満に対応するということが何よりもこの解決につながりますので、私たちはその情報を聞いたならば、まずどんな経緯で原因が何であったのか、それからどんな説明をしたのかということを経務局の立場として、きちんとまず聞き取ります。その上で効果的な対処、必要な措置、場合によっては担任の先生だけで対応するのではなくて校長や教頭も行ってきたとした説明をするということで、今回この相談のいずれも年度末における継続的なトラブルが続いているということはありません。全てその時点で解決済みというふうな措置したところです。

委員長

ほかに質疑ございますか。

- 小 野 4つほどお伺いいたします。まず、186ページ、10款1項3目教育振興費の中で、教員住宅の維持管理の経費の内訳について、まず1つお伺いします。それと、204ページの10款6項5目、音楽公民館管理代行負担金とその他諸費の内訳を教えてくださいと思います。
- 3つ目、194ページ、10款4項1目、その他高等学校教育の実施及び管理ということで23年度決算の燃料費が760万3,147円、24年度の決算が851万3,137円と12パーセントふえています。同じ比較ですが、先ほど館部長が言いましたように小学校の燃料費がマイナス約4パーセント、中学校の燃料費がマイナス約5.6パーセントと減っていますが、これは何か対策を講じたのか、あるいは具体策があったのか、検討されたのかお聞きしたいと思います。
- それと、参考資料の24ページ、大きな資料の中にありますけれども、37番、体育センターとか市民プールが載っていますけれども、その中に体育センターとかテニスコート云々とあります。これは有料のところと有料でないところがあるのですが、収入のその他のところにありますけれども、1,712万2,240円、この内訳について教えてくださいなのですが、以上4つです。
- 鳩山室長 教職員住宅の維持管理に要した経費についての内訳を申し上げます。細かいですが、消耗品費につきまして450円、修繕料につきまして139万3,928円、手数料といたしまして1,350円、委託料といたしまして12万6,368円、負担金といたしまして10万4,700円、合計いたしまして162万6,796円でございます。
- 田村主査 音楽公民館のその他諸費の公民館の管理に要した経費のその他諸費の内訳についてご説明を申し上げます。公民館からコミュニティセンターに用途変更するときにかかった経費といたしまして23万3,310円、そのほか給油管の改修工事、音楽公民館の分なのですが、こちらが66万2,550円、合計89万5,860円となっております。
- 法村事務長 西高の燃料費についてのご質疑ですが、去年は燃料の単価が高騰のため、23年度の決算よりも大幅に851万3,137円となっております。そのため、補正予算を組んでいただいて、その単価差分を補正予算でつけていただいております。
- 委員長 今のご答弁で、12パーセントふえている要因と小学校、中学校が減っているのになぜ高校の分がふえているのかという質疑だったと思うのですが、
- (何事か言う声あり)
- 委員長 答弁に時間かかりますか。かかるようでしたら休憩しますが。
- (何事か言う声あり)
- 委員長 暫時休憩いたします。
- 休 憩 10:40
- 再 開 10:42
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 館 部 長 それでは、先に小学校、中学校の燃料費の前年との差についてご説明したいと思います。小学校については東栄小学校、東小学校との統合により1校減となったという部分です。それから、中学校につきましては開西中学校が9月から新しい校舎、完成はことしですけれども、去年一部完成しましたので、9月から電気を使っておりますので、その分が減ったということでございます。
- 委員長 休憩いたします。
- 休 憩 10:44
- 再 開 10:45

委員 長
竹谷課長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

指定管理施設の収支状況で青年体育センター等の部分のその他の部分1,712万2,240円ということで、この部分につきましては施設の使用料収入が主でございます。主なものでいきますと、青年体育センターにつきましては312万9,000円の収入でございました。サイクリングターミナルにつきましては590万8,000円の収入でございます。そのほかでいきますと、市営球場につきましては86万3,800円、B&G海洋センターにつきましては275万4,390円ということで、ここが主な収入でございます。

委員 長
堀

ほかに質疑ございますか。

1点だけ質疑させていただきますが、これはページ数で何ページになるのかちょっとわかりませんが、不登校の24年度の子供たちは小学生が7名、中学生が26名というデータが載っておりましたが、その不登校の子供たちが支援を受ける、指導を受けるというのに教育支援センターを使っていると思うのですが、この不登校の生徒たちを教育支援センターに受け入れをした生徒数は幾らだったのか、またそこには他の市町村からも受け入れがされているのかどうなのかについて伺いをいたします。

吉川課長

不登校の子供たちが33名、24年度はいたわけですけれども、教育支援センターで指導、支援を受ける子供たちは、市内の子供たちは3名通っております。残りについては、なかなか学校にもこの適応指導教室にも来れないという方がやはり多いという状況にはなっているところです。市外のことでございますけれども、これにつきましては昨年教育支援センターが設置された際に市外の子供を受け入れるための施設整備ですとか、それから条例づくりとかも着手いたしまして、スタートはこの25年4月からということで開始したところです。現在隣町の子供を3名ほど受けている状況ではございますけれども、24年度の実績としては市内の3名ということになります。

堀

結局残された不登校の子供たちというのは、どういう手当てがされているのかについて伺います。

吉川課長

不登校になっている子供たちへの指導と支援の方策ですけれども、学校は担任あるいは指導部等が中心になって何とか学級に入れたいか、あるいは相談室登校もできないかとか、いろんな策を講じて対処しています。その際には、私たちの教育委員会の事務局のほうでも支援の専門員の先生がいますから一緒に取り組んで、不登校にもいろんな原因がございます。単に勉強したくないということもありますけれども、やはり家庭的な要素ですとか、それから経済的なものとか、いろいろ原因がふくそうしている場合もあります。その辺は、子供への直接的な仕掛けも必要ですけれども、家庭への支援も必要です。そういう二面性を使って、あるいは先ほど申し上げたスクールカウンセラーの方も一緒に活用しながら定期的な面談を入れたり、今はそんなことで対応をしているところです。その辺の対応の結果として、学校において33名のうち5人ほど登校が復帰できたという子供もございました。しかし、まだまだ一步を踏み出せない子のほうが圧倒的に多いですので、これをきちんとこれからも続けてやっていきたいと思っています。

委員 長
渡 邊

ほかに質疑ございますか。

まず最初に、188、189ページのその他教育振興に要した経費の中の学校の魅力づくり事業補助金97万1,402円、この事業の申請というか、その段階でも各小中

高あります。全部が学校の特色と魅力が生まれるよう、子供たちや教職員の活動の充実を図るとあります。まず補助金の申請がなされていない小中があるとあります。まず、そこでなぜされていないのが1点。それと、この魅力づくりという部分にちょっとこだわると、特色というか、その学校のカラーを出すものかなと思います。それで、学校内だけでなく地域のか、そういうものは必要ではないのか。それと、この金額、申しわけないのですけれども、この決算額を見る限りではある程度学校の裁量に任されるようなものにできないのか。

それと次、206、207ページ、図書館費の中で図書館の運営管理に要した経費、ここの備考欄で光熱水費という項目、光熱水費負担金という項目が入ってきているのですけれども、これの説明をしていただきたいと思います。

200、201ページ、文化芸術振興に要した経費の中のたきかわ文化村推進事業補助金50万円、これ事務概要等で見るとこの文化村推進事業、5事業ですね。この5事業で50万円、それぞれのもし支出がその事業ごとでわかれば教えていただきたいと。この文化村推進事業の補助金というのが参考資料の中に掲載されていないという部分の理由、なぜ載っていないのかという部分、新規事業で載せていなかったのか、継続事業であればどうして載っていないのか。

次のたきかわ文化芸術推進事業実行委員会負担金ですけれども、これも事務概要の176、177ページにかけた事業です。その中で10事業がなされて574万1,000円の支出だと。これももしその事業ごとで決算というか、まとめて全部丸めてやっているのかもわかりませんが、どれが一番大きい支出になっているか、事業名、一番少ない事業名を教えてください。これも参考資料に載っていません。そうであれば、この実行委員会の代表者を教えてくださいと思います。

最後ですけれども、この事務概要の180ページ、社会体育施設関係の工事関係ということで一覧表が載っています。この間で、明らかに充用でやったというのは着工日を見ればわかるのですけれども、その工事名、流用、充用でもしやった事業があれば教えてください。

以上です。

吉川課長

まず最初に、学校魅力づくり事業補助金の件についてでございます。24年度から新規事業として取り組んだものでございまして、各学校から教育活動の充実に向けたいろんな教職員や子供たちのアイデアを入れた事業の申請がございました。全体といたしましては、447万円の事業費をぜひ措置してほしいという要望があったところです。その中でもご質疑の補助金申請をしていない、あるいは補助金の出ていない学校ということですが、まず小中高を含めて11校のうち補助金を交付したのは7校、事業認定しているところです。2校につきましては、中学校2校なのでございますけれども、事業は申請したけれども、採択に至らなかったということが結果的に起きております。理由につきましては、これまでも学校で特色ある教育活動をそれぞれの学校がやってきてはいるのですけれども、今回この事業に当たってはこれまでやってきた既存の事業をそのまま補助をするという意図ではなくて、やはり内容を少し充実するとか、今までよりプラスアルファのものをぜひ出してほしいと、あるいは新しいものに取り組んでほしいということで取り組んでまいりました。そんな中で、2校については既存の事業の事業費に充てたいという意図の計画書が上がったものから、

この審議は教育委員にお願いしているところですが、そこはやはり違うのではないかと、やっぱり事業趣旨に合うようにしてほしいと、もう一回内容を吟味してということで形上は差し戻した形になっていまして、実際には事業として成り立たなかったところです。残り2校は、事業費の申請はあったのですけれども、たまたま昨年9月の補正予算でも寄附を財源にした教育活動の充実のために特に一生懸命取り組んでいる学校に教材備品等で基盤整備をということで、寄附財源を活用した補正予算をお認めいただきました。その中にICT教育を積極的に活用する小学校が2校ありまして、それをこれから魅力づくりとして基盤をやっていききたいということがあったものですから、補助金というスタイルではなくて正規のICT教育を充実するということを重要視して、そして魅力づくりにつなげていくというようなことで承認したもので、補助金の支出はございませんけれども、取り組んでいるという事業の全体像については認めたということの内容になっています。したがって、7校の補助金ということの結果にはなっていたところです。

それから、2点目の地域の方も必要ということでございます。この点は、事業を実施する中で1つ2つ例を申し上げれば、例えば西小学校では読書活動の魅力づくりをしております。子供たちが郵便局員の衣装を着て読書の感想文を友達に届けるとか先生に届けるという事業です。そういう読書活動の充実を図っておりますけれども、西小には読み聞かせの地域の方々が入っておりまして、いろんな意味で読書の機会を高めようと、西小は読書推進でいこうというようなことも取り組んでおりまして、そこに保護者の皆さんのお力が入っております。それからもう一つ取り上げればやはり江部乙中学校で菜の花まつりのときに観光大使をやろうと、みずから案内役になろうということで取り組んでおりますけれども、生徒が案内するには地域の方にいろいろ地域素材などを事前に勉強して、教室でまず学んで、そして大使になっているというようなこともあって、地域の皆様のお力を事前にいただいたり、吸収した上でこういう魅力づくりに取り組んでいるという形も取り入れておりますから、こんなことも今後内容の充実にはぜひ積極的に取り組むように学校には仕掛けていきたいと思っております。

それから、最後の裁量という点ですけれども、この事業の採択に当たっては5人の教育委員に各学校がプレゼンをして、教師がみずからプレゼンに臨んできておりますけれども、そんな中で事業の採否を決定してこれまでの答弁で申し上げた特色やカラー、魅力、子供たちのアイデア、発想が入っているかというところを中心に審査してもらっています。ただ、予算の総額も初年度は100万円ということもありますから、その予算総額も念頭に置いて各学校の事業内容が合致しているかという審査もしていきますので、今年度については裁量という点では、それは余り裁量性は低かったとは思いますが、ただ今後事業要望もたくさん、先ほど申し上げたような額も出てきておりますから、やはり予算確保に我々も努力して校長裁量や事業の裁量なども生かせるような中身にさらに発展するように考えていきたいと思っております。

木村副館長

渡邊委員からの光熱水費と光熱水費負担金のご質疑でございますけれども、まず光熱水費でございますけれども、これにつきましては庁舎ルール分のものでございまして、庁舎管理に関する部分の電気料、水道料となっております。また、光熱水費負担金でございますけれども、こちらにつきましては旧図書館、

新町書庫でございますが、こちらの電気料の負担金として特定非営利法人の空知文化工房へ支出をしているものでございます。なお、この新町書庫につきましては文化センターと電気料のメーターが共用になってございまして、文化センターの指定管理者である空知文化工房のほうで電気料の支出をしております。そちらに対して電気料の負担について協定を結びまして負担金として支出をしている形でございます。

田村主査

まず、平成24年度の各種団体に対する補助金・交付金調から渡邊委員からご質疑をいただきましたたきかわ文化村推進事業補助金とたきかわ文化芸術推進事業実行委員会負担金のほうが抜けておりました。大変申しわけなく思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、文化芸術に要した経費のうちたきかわ文化村推進事業補助金の関係についてお答えいたします。こちらの交付団体でございますたきかわ文化村推進委員会は平成11年に発足をされまして、市内の文化活動を担う方々で構成されている団体でございます。委員は8名で、委員長は滝川市文化連盟の副会長であります藤間真佐喜さんでございます。平成24年度の事業につきましては、事務概要の175ページの(2)に記載の5つの事業を実施しております。収支決算につきましては収支同額の50万円となっております。その内訳ですが、ロビーコンサートが10万3,054円、アートマネジメント講座が3万8,023円、短歌講座が4万1,000円、江戸糸あやつり人形結城座ワークショップが26万7,683円、「白い森 黒い森」短歌&書道ライブが5万240円、合計50万円となっております。

次に、たきかわ文化芸術推進事業実行委員会負担金の説明をさせていただきます。こちらの負担金につきましては、平成24年度文化庁の地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業を活用したもので、国から市への補助金574万1,000円を実行委員会負担金として支出し、幅広い世代の市民の方々が興味を示して鑑賞や参加につなげるように事務概要176、177ページ、(4)に記載のさまざまな分野の公演やワークショップを開催したものでございます。実行委員会につきましては、NPO空知文化工房と教育委員会を中心に構成をいたしまして、委員長は空知文化工房理事長の谷口正樹さんでございます。事業決算額につきましては、収支同額の1,155万9,801円となっております。その事業の中で一番大きい事業と小さい事業を説明させていただきます。まず、一番大きい事業がブラックボトムブラスバンド公演、あと大嶋康司さんのワークショップ、こちらの2事業を合わせたものが336万2,922円、小さいものが日本名作映画祭、こちらが55万7,143円となっております。事業決算額、先ほど申した1,155万9,801円の主な収入が負担金や入場料等の収入、主な支出が出演料や舞台制作費等となっております。

次に、事務概要調180ページ、工事の関係で流充用での工事名と金額についてのご説明を申し上げます。工事関係につきましては、13の工事が記載されているところでございますが、流充用での工事名につきましては文化センター大ホール楽屋、男女トイレ改修工事、教育支援センター電話配線工事、音楽公民館給油管改修工事、文化センター高圧気中開閉器交換修繕工事、陶芸センター土間改修工事、地区公民館館名看板改修工事、東地区公民館屋外館名看板撤去工事の以上7件で流充用金額は合計211万5,430円となっております。

あと、一つ訂正ですが、たきかわ文化芸術推進事業実行委員会負担金についてで

すが、負担金なので補助金・交付金調には掲載しませんでしたので、改めて訂正いたします。

渡 邊

学校の魅力づくりに関して教育委員がという説明、答弁がありましたけれども、本当に独自のものというのをやっぱりある程度委員会のほうで押さえて、それを全て委員に報告しなければだめな部分もあるかもわかりませんが、ある程度委員会の中で学校のそういう状況、状態というのを把握しながら、それを逆に委員に説明するとか、そういうようなシステムの部分というのは考えられないのかが1点。

あと図書館の光熱水費はわかりました。以降の決算書の備考欄であれば、ちょっと紛らわしい部分があるので、これはもう載せないということによろしいですか。その辺ちょっと財政課にお願いしたいと思います。

あと、文化村の事業で今説明ありましたけれども、そういう親しむためとか、そういう開放的にやらせるのはいいと思うのですが、この文化村というこの団体の本旨というか、何を目的にという部分、そこを1点説明してください。

それと、最後の工事の関係で、金額が大きいので言えば、文化センターのトイレで5月中に着工する、支援センターの電話配線を8月中に着工する、金額が大きいので言えば、同じく給油管、文化センターの開閉器、これってこの時期で流用というのは財政的にどうなのか、その辺もし説明できれば。やるのはいいのですが、ただこんな早い時期に流用してやってしまっているのかという部分の説明をお願いします。

吉川課長

魅力づくりの点について、事業の認定に至る方法というのですか、そういう点でのご質疑だと思います。委員がおっしゃったような手法もあるかとは思いますが。ただ、今回は新規事業としてどういう学校のプランニングを聞いて、何に事業化しようかという視点の方法として、教育委員は日ごろ学校訪問をしたり、それから学校行事に訪問しておりますけれども、じかに先生方と会話をして先生方の思いなどを一緒にそこで聞いたり、あるいは逆質疑をしたり、そういう場面を通じて特色化を図ろうとする意欲を直接聞くということも今回1年間やってみて非常にいい機会だと思っております。手法については、まだまだ検討の余地はあるのだと思っておりますけれども、今の方法でさらに学校の考え、教師の考え、子供たちのアイデアの掘り起こしなどもきめ細かく聞く中で進めていき、委員がおっしゃるような発想も検討していきたいと思っております。

吉住副主幹

たきかわ文化村推進事業についてご説明させていただきます。文化村につきましては平成11年から実施をしております、さまざまな芸術活動を支える人材育成を目的に発足した事業でございます。例えばアートマネジメント講座につきましては、実際に舞台に出る方ではなく舞台の裏側で制作をするなど舞台を支える人たちを育成しよう、あるいはあやつり人形結城座ワークショップなどは実際にアーティストが学校に出向いて子供たちにさまざまな体験をし、将来的に文化活動を支える人材を育成しようというような内容で取り進めております。今後につきましてもこういった鑑賞だけではなく、人材育成につきまして文化村では実施していきたいと考えております。

高橋課長

まず、図書館費の部分の光熱水費と光熱水費負担金の部分でございますが、表現がわかりにくいということでございますので、わかりやすい表現を心がけたいと思います。

それから、工事関係の流用の関係でございますけれども、これについては特に修繕等緊急性が必要な部分でございますし、指定管理施設についての当初からの予算にはなっておりませんので、予備費充用したものがほとんどであると考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:19

再 開 11:20

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

法村事務長

先ほどの関藤委員のサテライン受講についての答弁をします。

20年度からDVDを利用して生徒がサテラインを受講しているそうです。それで75万円の支出となっております。本年度についても75万円の支出をしております。

関 藤

そうするとシステムの変更はないということですか。

法村事務長

20年から変更していません。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清 水

通告をしておりますが、何点か削除をしながら質疑をしたいと思います。

まず、1点目、189ページ、スクールバス運行委託料3,181万円で、江部乙は小中で3台だと思っておりましたが、東小が1台、明苑中1台、各校の利用児童生徒数、最も長時間の乗車時間はどれぐらいかと、2点目、適応指導教室を利用されている児童生徒数、またこの利用でどういった成果があったのかということをお伺いいたします。

191ページ、小学校費では、その他諸費で対応すべき金額の修繕、備品購入で学校からの要望に対して応じられなかった主なものは、同じく193ページ、中学校費でも伺います。

武道が必修化され、市内3中学校は柔道、開西中が相撲を選択しという中で、まず安全対策について研修、指導者の外部招致など指導者の体制、安全対策はどうだったのか、またけがはなかったということはないと思うのですが、一定程度以上のけがはどうだったのか。

小中全体のことで教員の人数と待遇、職務について伺います。事務概要167ページでは、校長、教諭、養護教諭、栄養教諭、合計すると214名、このうち臨時、嘱託教諭数と職務について伺います。

高等学校費、195ページですが、先ほどのその他諸費での応じられなかったものと同じ質疑を行います。

高等学校の教員で技芸講師を除くと63人となりますが、再任用や嘱託、臨時教員数について伺います。

次は、学校教育全体ということで図書購入の交付税基準財政需要額と購入費の比較について伺います。

社会教育に移りますが、211ページ、体育振興費で体育協会補助金5,015万円、補助金の報告書が出ていると思いますが、まず人件費として何人の雇用がされているのかと、正規、嘱託、臨時等で、また総額について伺います。

次に、その内容なのですが、かつて市が直接行っていた事業を補助金の形で継続発展をさせていると。主な事業の中で、24年度改善、変更された点について伺います。

次に、213ページ、体育施設管理代行負担金5,363万円、利用者の増減、営業活

動はどのように展開されたのか。

205ページ、文化センター費で管理代行負担金2,574万円、これも同じように指定管理ということですので、利用者の増減、営業活動はどのように展開されたのかを伺います。

203ページ、美術自然史館費2,304万2,000円、ここの中で1階展示室の稼働日数を事務概要で足していきますと167日と、365日で割り返すのは適切な割り返し方ではないのですが、日数が167日というのは低いのではないかと。1日3万円ということで利用しづらいという声がある中、評価について伺いたいと思います。

次に、201ページ、たきかわホール1,514万円の指定管理代行ですが、指定管理先が支払ったビル共益費の金額と床平米当たり、また坪当たりの単価について伺います。このたきかわホールで空調はビルの設備を使っていると思いますが、問題はなかったのかお伺いいたします。空調その他ビルの設備を使って運営しているわけですが、何か問題がなかったのか伺います。

次は、211ページの温水プール運営事業補助金で、これは年度途中ということで1,092万円、1年間当たり1,800万円ぐらいの補助をするという契約になっていますが、市民コースの利用者数を子供、大人等の別で伺います。また、シャワーなどの設備は利用しやすくなっているのかについて伺います。

次に、205ページの文化センターの指定管理代行負担金のうちの人件費の積算はどの程度で積算をしたのか。

次、206ページ、図書館費、まず職員は正規5名、嘱託5名、臨時3名で13名、このうち司書の資格を持っている方はそれぞれ何人か。嘱託5名の方の勤続年数はそれぞれ何年か。次、3点目として、実習室の利用者数は事務概要には載っていませんが、学生であふれ返っていると思いますので、利用人数について伺います。図書館費の最後で、セキュリティー上の問題はなかったのかということでお伺いをしたいと思います。

以上です。

小谷主査

学校の教員の臨時と嘱託の数と職務についてお答えします。

214名のうち、臨時、嘱託という言い方ではないのですけれども、期限つき教諭という期限が決まっている先生がおりましてその数が3名、そのうち1名は滝川市で行っている35人学級で採用した者が1名含まれております。職務については、いずれも学級担任をしております。

茶木主査

その他諸費で対応すべき金額の修繕、備品購入で学校からの要望に対して応じられなかったものということで、小学校、中学校をお答えしたいと思います。小学校及び中学校の修繕については、全面的な水道管の配管改修やグラウンドの改修、内壁塗装など大規模な工事を要するものについて残念ながら応じられていない状況です。ただし、おかげさまで今年度は学校から以前から強い要望のあったトイレの改修について第二小学校と西小学校を進めることができました。

吉川課長

適応指導教室の利用とその成果ということでございます。適応指導教室に通っていた子供は、先ほども答弁いたしましたけれども、3名となっております、そのうち2名は不定期ながらテストの日に登校する、あるいは行事の日に登校すると、時には専門員の先生と一緒に登校するというようなことで、小さな一歩ですけれども、登校する日ができたというような成果も出ておりまし

山本主査

て、そんな中で子供の力に沿って支援していきたいと実施してきたところです。スクールバスの運行状況に関してのご質疑にお答えいたします。

江部乙地区につきましては、小中学校混乗ということで3台の運行、東小学校、明苑中学校、各1台ずつの運行となっております。各校の利用児童生徒数の状況でございますが、江部乙小学校で38名、江部乙中学校で68名、東小学校31名、明苑中学校25名という利用状況になってございます。最長の乗車時間の関係でございますが、夏場、冬場で道路状況が変わりますので、5分から10分程度の前後は生じるかと存じますけれども、冬場の最長時間でおおむね長い児童生徒で45分程度と承知をしているところでございます。

また、小学校、中学校の備品購入費の関係でございますけれども、先ほどご答弁申し上げました修繕関係とは異なりまして、備品関係の配当につきましては児童生徒数、学級数等を勘案いたしまして各学校に対して配当をした中で各学校ごとの裁量に基づいて対応をいただいているところでございます。配当している金額につきましては、十分ではないとは承知しているところではございませんけれども、現状といたしましては各学校におきまして優先順位をつけて対応いただいているという状況でございます。

鎌田主査

武道の必修化に伴う質疑にお答えします。

安全対策についてですが、昨年武道の授業についての道や局の主催の研修を関係する体育教員全員に受講していただきました。さらに、滝川市独自として柔道連盟に講師をお願いして研修をまた関係体育教員に受けていただいたところです。また、市教委としてはヘッドギアの購入、あと外部講師を招いての複数指導を全ての武道の時間で行いました。授業を実施しているところです。けがにつきましては、柔道を実施している3校中2校で授業中におけるけがの報告がありました。打撲が2件と、あと指の骨折が1件です。頭部損傷等の重大なものがなかったことが幸いしていたかなと思います。けがの対策としては、準備運動をさらに充実させることと、あと指導内容、役割分担の見直しをかけているところです。

法村事務長

高等学校費のその他諸費で対応すべき金額の修繕、備品の購入で学校の要望に対して応じられなかったものは何かということで、大きなもので屋上の防水工事と、あと駐輪場の改修工事を要望したのですが、これについては予算がつかなくて、防水工事については来年度の対応、あと駐輪場の改修については今業者からもう一度見積もりをとってまた26年度以降要望していこうと思っております。

あと、もう一つ、教員63人のうちの再任用者の数は1名で、期限つき教員は、これは育休代替者ですが、それが1名となっております。

万年主査

図書購入費の関係をお答えさせていただきます。

まず、小学校費の図書購入費127万8,543円に対し、普通交付税が措置されていると考えられる額、これが202万円、そして中学校費、中学校の図書購入費124万4,202円、これに対し、中学校の交付税措置されていると考えられる額が163万2,000円となっております。高校費では、普通交付税は措置されておられません。

竹谷課長

体育振興費の部分の体育協会補助金のところでございますが、成果がどうかということでございました。平成24年では、コスモスマラソンが過去最高ということで1,721人と増加してございます。さらには、スポーツフェスティバルなど北海道の実業団の卓球の方々に来ていただいて、子供から一般の方までご指導

をいただいております。また、スケートリンクにつきましても1,482人ということで、小学校等の体育授業での利用活動なども学校のほうにPRをしながらやっております。若干前年度比からしますと天候の関係で下がっておりますが、多くの市民の利用が得られていると考えておりますので、成果があると考えてございます。

また、人件費の部分でございますが、補助金といたしましては正職員、プロパー職員ということで6名の方の人件費を支出してございます。金額につきましては2,763万7,000円となっております。ちなみに、嘱託職員、臨時職員については指定管理の中での採用ということになってございます。

2つ目の質疑ということで、補助金の形でこれまで体育協会に支出をしてございまして、24年度の主な改善、変更した点ということでございまして、24年度は通常を経費につきましては単価等の変化については改善をしてございますが、新たにスポーツセンターのバスケットラインの改修工事費149万円、同じくスポーツセンターの耐震診断調査費350万円を24年度は補助として追加をして出しております。

続きまして、指定管理代行負担金の部分でございますが、利用者の増減はどうかということでございます。B&G海洋センターにつきましては、これもまた過去最高の利用者数ということで1万8,584人ということで、特Aが10年連続いただいたということで表彰をいただいております。さらには、利用が増加した施設としましては市営球場、滝の川球場、陸上競技場、弓道場が前年度より利用が増加してございます。残念ながら、体育センターとかサイクリングターミナルの利用については前年度比より減少しているということでございます。また、温水プールが閉館したということで、これもあわせましては前年度比約90パーセントの利用状況という結果になってございます。営業活動についてでございますが、サイクリングターミナル等につきましては前年度の利用団体等に次年度の利用を含めた礼状を送っているというような活動でございます。また、特に合宿の団体にはそのような形で次年度も継続して利用をお願いをしているところですが、そのほか全国、全道の大会誘致についてはそれぞれの各団体との調整をしながら施設の確保について調整を行っているところでございます。

中塚館長

1階の企画展示室の稼働率の関係でご質疑をいただきました。

まず、貸し館の使用料ですけれども、1日2万4,000円、前日の準備については8,000円をいただいているところでございます。ちなみに、24年度は167日、貸し館、それと特別展を開催いたしました。その中で、休館日を除きましたら307日開館してございまして、利用日数としては167日ということでパーセントで申し上げますと54パーセントでございました。内訳につきましては、3つの特別展が105日、貸し館が62日ございました。あと、どうしても清掃を行います。それと、昨年は美術展示室、美術の絵画ですとか薫蒸業務をやりまして2週間ほど企画展示室が使えないという状況でございました。極力なるべくシャッター街にしないということで努めてまいりまして、夏、冬、春の3つの特別展、ことしにつきましては1つふやしまして4つの特別展を開催しているところでございます。今後も極力我々が主催している特別展、会期を長く持ちたいということもございまして、その中でどうしても貸し館が入ってきますので、なかなか調整ができないということもございまして、今後も子供たちが休みの夏休み、

冬休み、春休み、この期間は最低でも企画展示室は開館をして展示をしたいと考えております。

田村主査

ご質疑いただきました文化センター、たきかわホール、温水プールの運営補助についてご説明申し上げます。

まず、文化センターにつきまして、利用者の増減についてなのですが、会館棟部分につきましては昨年度5年間平均を下回りましたけれども、大ホールの稼働率については上昇傾向にあるところでございます。また、営業活動という点につきまして、利用者増のために市内の小中高等学校への大ホール利用費の支援、また補助金を活用しての事業実施に積極的に取り組んでいるところでございます。あと、総合福祉センターの廃止に伴うことで茶道をやられている方が文化センターに移転するなど客室が総合福祉センターの代替として活用されることを期待しているところでございます。また、指定管理の人員費の積算根拠につきましては、指定管理の代行負担金の設計にかかわる部分ですので、こちらは回答を控えさせていただきたいと思っております。

次、たきかわホールの共益費についてですけれども、以前議会でもご説明をしたところですが、たきかわホールの専有面積から共益部分を案分した455万円と設計をしてございます。月額の評単価につきましては1,826.7円となっております。また、空調につきましては指定管理者から適宜ビル側に適正な温度管理が保たれるように対応を求めているところでございます。

次、温水プールの関係でございますけれども、プールの市民コースの利用者数につきましては去年、24年の9月オープン以降3月までの期間で高校生以下が1,384人、一般の方が518人となっております。施設全体の利用者数は同じ期間、9月から3月の期間で2万9,793人となっております。平成23年度の同じ9月から3月の期間1万4,236人に対し209.3パーセント、平成22年度の9月から3月、同期間1万7,338人に対し171.8パーセントとなっているところでございます。また、平成22、23年度温水プールは12月に休館しておりましたけれども、平成24年度は12月の利用者が市民プールの分で134人、施設全体で3,573人の利用があったところでございます。冬期間の利用向上にこちらの部分につながっていると考えているところでございます。また、シャワー設備につきましては、市民コースの利用者につきましてはプールの出入り口のところに髪や体を洗い流す設備がございます。また、体を温める採暖室も設備されているところでございます。

森館長

職員の体制の件のご質疑でした。先ほど清水委員、13名の体制ということでおっしゃいましたが、平成24年度については14名の体制でございます。職員が5名、嘱託職員が5名、臨時職員が4名の体制です。そのうち司書が6名でございます。職員が2名、司書補が1名です。そして、嘱託職員が司書4名ということになります。それから、嘱託職員の勤続年数の関係でございますが、11年が1名、7年が1名、5年が1名、1年が2名という内訳になっております。それから、セキュリティーの関係でございますが、昨年の決算委員会でも答弁させていただいておりますが、庁舎の執務室と分離することでセキュリティーを図っております。特に問題はないとは考えておりますが、24年2月に不審者が女子児童に声をかけるという事案が発生いたしまして、年度末に監視カメラを入り口のところに設置し、注意喚起をしているところであります。また、庁舎管理の中でも警察のOBの方もいらっしゃいまして、巡回していただくなど

連携をとって安全を確保しているところがございます。それから、学習室の件でございますが、おかげさまで閲覧室ともども利用されておりますが、残念ながら人数については把握しておりません。

(何事か言う声あり)

森館長

済みません。今24年2月と言ったかもしれません。25年2月に発生した事案ということで訂正させてください。

清 水

まず、美術自然史館の展示室の稼働については、やはり高いものではないと。あいている日が167日にあと2週間どうしても使えないという日を足しても180日くらいだから約6割ということなので、4割はあいていると。そこで、もっと使用料を安くすれば使うとか、安くしてほしいとか、あるいは料金の体系を変えてほしいとか、そういった要望についてどのように把握をされているかということがまず1点目です。

温水プールについては、私も市民コースへ行ってみたら、要はプールに入る直前のシャワー、入るときはそれでいいのです。出るときは当然水泳着を着たまま浴びるわけです。やっぱり塩素分を飛ばすなんていうのはほど遠い感じで、かつての市民プールはもちろん洗剤は使えないのだけれども、かなりの勢いのシャワーを浴びれたり、あともう一つ問題なのはシャワー設備が非常にお粗末ということで、市民コースとしては不十分かなと。やはり今の利用者数でも半年でこれは高校生から大人まで全部合わせても2,000人に満たない。これを1年に換算しても4,000人ですから、確かにサンテとしての利用者数は2倍近くにふえているというご答弁がありましたが、1,800万円に対する費用対効果というのも非常に大事な要素ですので、ちょっと市民プールの利用が余りにも低過ぎる。もう少し私はあるのかなと思っていたので、ちょっと残念なのですが、所管として、この利用者数が少ないということについてのお考えを伺いたいと思います。

それと、人件費についてなのですが、今体協は補助金なので、内訳は計算すると正職員1人当たり460万円。それで、嘱託と臨時については指定管理の中ということなので、これは答弁が出ない。だから、それについてはお聞きはしませんが、市がかつて行っていた事業を補助金という形でやっている場合は、その職員は平均460万円の賃金で雇用されている。一方、比較対象として適切かどうかというのは、私も適切でないと思いながら聞くのだけれども、図書館のところで恐らく司書の資格を持っている方で11年あるいは7年を勤めながら、年間でいうと200万円に満たない賃金で雇われているのかなと。そういう点で、陶芸センターの嘱託の賃金を事例に挙げるのが適切かどうかわからないのだけれども、一定程度の経験や資格、技能を持ったこういう社会教育施設の嘱託職員について、検討してきたかどうか、経過を伺いたいと思います。

以上です。

委員長

清水委員、最後の質疑ですが、最初は体育施設の人件費から始まり、図書館の人件費の経過で、最後は陶芸の人件費ということでちょっとわかりにくく聞こえたのですが、高いとか安いとか、何かそういうようなことでしょうか。もう一度お願いします。

清 水

体育協会のは一切なかったということにしてください。同じ嘱託職員の中で一定の技能がありながら、一般事務の嘱託職員と同じ上限の中で雇用されている方について検討されたかと、それは上げるということについて。その経過につ

いて伺います。

中塚館長

展示室の稼働率について再質疑をいただきました。

まず、展示室の稼働日数が167日です。これにつきましては、実際に使っている本当の生な数字ということで167日でございます。当然展示には準備期間、それと終わった後の後片づけ、特別展につきましては物によってですけれども、最低1週間ないし2週間ございます。ですから、その日数も貸し館はできないといえますか、どうしてもそこは使えないような状況でございます。

続きまして、利用料をもう少し安くできないかというご質疑でございますが、平成21年に新たにロビー使用料ということで貸し館をするような体制にいたしました。ロビーの使用料につきましては1日2,800円、それと広いところでは1日1万円ということで、団体だけではなくて個人の方にも利用していただきやすい美術館、貸し館料金の設定をしたところでございます。

竹谷課長

2点目の温水プールの部分ということで、サンテの利用状況の関係でございます。シャワーの部分が若干お粗末だということでのお話がございました。ただ、一般のつくりでありますという形が通常だということではお聞きはしているのですが、ただ現状の中、民間のサンテのほうでの設計の中での施設をしてございますので、現状についてはそういうようなお言葉があったということでサンテにはお伝えをしたいと思います。

また、利用状況でございますが、昨年9月にオープンしてございまして、やはり小学生の方、子供の方の利用がなかなか冬に向けてということで、少ないと聞いてございます。4月からは、いろいろな方策をとりながら利用増につなげているということで聞いてございます。また、一般の大人の方の会員についてもかなり利用者数が伸びてきているということで、市民利用の部分の3コースだけで考えますと先ほどの数字は1日券を買った数字でございますので、会員の中にもプール利用者が当然おりまして、一般のところもあいているときには使っていると、同じ市民ということで使っているということでございますので、今後増加についてはちょっと期待をしていきたいなと考えてございます。

館部長

再質疑の最後の質疑の中で、人件費で嘱託職員ということで資格を持っている方、技能、資格を持っている方の嘱託職員の給与ベースは適当なのかという部分のご質疑ですけれども、教育委員会としては図書館司書資格、こういった部分についてはやはり司書資格を持っている方は非常に仕事に貢献していただいているということもあります。これについては、教育委員会内部で議論した経過がございます。ただ、市全体の嘱託職員ということについては総務部長からお答えしていただいたほうがいいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山崎部長

嘱託職員の報酬については、事務的な部分あるいは資格を持った方、司書の方が実際幾ら報酬を得ているかというのは私はちょっと把握をしておりません。ただ、福祉系を含めて有資格者等について全く皆さん同一ということにはなっていないはずで、今後ともそういう実態を踏まえた上で、それぞれのセクションと総務のほうで適正な額を検討、決定していければと思っております。

清水

1点、温水プール運営事業補助金の1,800万円なのですが、今の答弁のニュアンスが何かちょっと違うのです。1,800万円補助するということは、当然契約ですから、こうすることというふうに契約でうたわれているというその前提での答弁ではなくて、何か今のはサンテに伝えたいとか、サンテの会員も使っている

から、それは市民コースとしての利用だと。サンテの会員はサンテの会員ですから、市民コースというのはあくまでもサンテの会員ではない人だから、ちょっと今の答弁というのは何かニュアンスが全然違うのです。契約しているという感じではなくて、何か1,800万円を差し上げてもう好きにしてくれというニュアンスに聞こえてしまったのです。そこで、そういう答弁だとちょっと私は納得できないので、どんな契約になっているのか、またその契約から見てどうなのかということでお伺いしたいと思います。

竹谷課長

何かちょっと誤解の答弁のように受けられたということですが、まず今回のこの補助金については1年間、最低260日間あけていただくと、1日平均が6時間以上ということですが、9コースについては使っていただくということで、3コースについては市民利用に確保していただくということが条件でございます。それで、今開館につきましては年度の途中でございましたので、1日の開館時間でございますが、平日の火曜日から金曜日は10時から22時の12時間開館をしていただいております。また、土曜日については同じ10時からですが、20時までということで10時間、日曜日については10時から18時までということで8時間の開館と、そして月曜日が休館ということでございます。1年間で換算しますと260日以上、約300日ぐらい開館をしていただくことにはなっている状況でございますし、また1日の平均時間につきましても6時間以上の状況でございます。やはり施設を維持していくという部分でいきますと、一般利用をいただきながら、一般利用者がよければ会員になっていくという部分でいかなければ、一般利用だけが多ければ施設として継続できるのは難しいのかなということで、逆に会員数が伸びるということは企業にとってもうれしいことですし、市としても施設が維持できるということでございますので、会員数が伸びることはすばらしいことではないかなと思っております。ただ、一般利用者が不便であるという部分については、やはり改善をしていただくような形で考えております。

清 水

契約内容はよくわかりました。今市民コースとして3コースが専用になっていないのはご存じですか。全く市民コースは、これとこれとこれの3コースだよというふうに分けられていないのです。つまり市民コースで利用しても逆に言えばどこでも泳げるのです。そういう状況になっているのですが、契約書では3コースとうたわれているとすれば、それはちょっと契約と違うのかなというのが1点です。確認します。

もう一点は、人数のことを聞いたのだけれども、少な過ぎるのではないかと。時間が長いとかということであれば、契約を守っているよということ、そういう答弁だったと思うのだけれども、やっぱり1,800万円に対する費用対効果ということでいえば、会員というのは7,000円とか8,000円とか取られるわけですが、それは年間に8万円、9万円、それが払えない方々が市民コースを使う、それなのに3割ぐらい料金が上がりますよね、料金。なおさら使いづらくなっているという点で、人数が少ないということについて契約との関係についての考え方の2点について伺います。

竹谷課長

市民コースの確保という部分で、これはサンテのご厚意で一応3コースは必ずあけますと。ただ、決めてしまうとそこを利用できない方も出てくる。逆に市民の方も3コース以外のところに行けないというか、場所が決まってしまうということで、その日によって教室があれば教室を固めて市民の方に利用してい

ただくという形で、特定をしないほうが皆さん使いやすいのではないかと
いうことでこういう形をとってございます。ただ、その中で何か不都合がある
ということであれば、これはまたサンテと協議をしたいと思えます。

また、人数の部分ですが、昨年度先ほど言いましたように9月オープンとい
うこととございます。それで、ことし、これからどうなのかという部分もござ
いますし、市としましても今回8月にサンテを使って子供の小学生のプール教
室を実施をしてございます。その中で、当初定員が20名というところが倍以上
の人数が申し込んできているということで今回利用をいただいております。こ
ういうような形で、今後も市として利用されるような形をとっていきたく思
いますし、先ほど言った会員の部分もそうですが、やはり会員になっていくと
市民の方が特典というか、利用が多ければ会員になったほうが得でござ
いますので、会員に移行していくというのが現実でございます。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

1番目、186、187ページ、教育委員会費の備考欄にある補償補填及び賠償金
は何のための支出だったのか。

次に、190ページからですが、小学校費、中学校費、西高等学校費、それぞれ
に関して性教育についての実態、薬物乱用防止教育についての実態、あと窓ガ
ラスが割られるなどの被害の有無と被害があった場合は被害額について。

次、194から195ページ、高等学校費、事務概要の170ページにも関係いた
しますが、24年度中の自主退学があった場合はその理由、あとは退学処分にな
った方がいれば人数と理由、停学処分になった方がいれば人数とその理由に
ついてお伺いいたします。

次、196、197ページ、学校給食費、24年度末のできれば、学校別、だめであ
れば全体の未納額、あと給食費未納による給食内容への影響の有無、あつた
場合にはどういった影響があつたのかについてお伺いいたします。

次、206、207ページの図書館費、事務概要188ページとも関連しますが、
登録者数8,865人のうち滝川市以外の人数、24年度の新規登録者数、次に本
棚の整理とか配置で特に気をつけていること、滝川の図書館として特色を持
たせていること等についてお伺いしたい。あと1点、本棚には作者名が張ら
れている、そういう作者もいるのですが、作者名で本を探す場合は便利なの
ですけれども、作者の全員が張られているわけではないので、その作者名を
張る基準といったものがあるのかどうかについてお伺いします。

小谷主査

一番最初の賠償金についてですが、昨年の第3回の定例会でご報告申し上げ
た学校で起きた草刈り中の飛び石事故による車両の修理代です。

鎌田主査

性教育についてと、あと薬物乱用防止教室についてお答えします。

性教育ですが、小学校4年生から高校2年生まで発達段階に応じた指導を
保健の授業を中心に指導しています。指導時間数は、各学年大体2から5時
間程度です。保健の授業を中心にと言いましたが、例えば理科であります
と人の誕生とか、あと家庭科でありますと異性との家庭生活とか、あと道
徳でありますと異性を含めた他のかかわりという分野で広く性教育を取り
扱っているところです。薬物乱用防止教室につきましては、ライオンズク
ラブの協力や警察の協力を得まして全小中学校にて実施しております。

酒井主査

ご質疑のありましたガラスの被害状況についてお答えいたします。

平成24年度につきましては、8月6日未明に江陵中学校で1件、体育館の非常

ロドアの窓ガラスが割られる被害がありました。投石によるものなのか、あるいは道路が近いことによる石がはねたものによるのか、ちょっと原因は不明ですけれども、警察のほうに届け出を行いまして修繕いたしました。修繕金額は、ガラス修繕1枚9,450円となっております。

法村事務長

高校の性教育についての実態ですが、1年生を対象に教育計画の学校保健年間計画に基づきまして、たきかわ産科婦人科クリニック、西村理事長を講師に招いて保健講話を行っております。そのために事前指導に1時間、保健講話を2時間行っております。2、3年生については随時個別指導を行っております。それと、薬物乱用防止教育についても滝川警察署の方をお呼びして講演をいただいております。

あと、窓ガラスが割られる被害は、24年度についてはありませんでした。

それと次、高等学校費の自主退学と退学処分につきましては、24年度はありませんでした。停学処分につきましては、停学というのは懲戒処分に含まれて、平成24年度の懲戒処分は5件、17名でした。内容は、JRの不正乗車が1名、集団での無断外泊及び飲酒が14名、考査不正行為が2名です。なお、25年度については現在はゼロです。

高田課長

給食費の平成24年度全体の未納額は幾らかということで、できれば学校ごとというご質疑がございましたけれども、私会計で行っているものですので、全体の数値でご理解をいただきたいと思っております。小学校、中学校全体で180万9,570円です。未納率1.23パーセントとなっております。

それで、内容への影響の有無でございます。給食費の徴収につきましては、今お話ししたとおり各学校で徴収をしております、食材の発注についても各学校で発注をしております。ただ、給食メニューの内容については小学校は小学校で、中学校は中学校でそれぞれ同じメニューとなっております。ただ、食材の発注については、それぞれの学校が学校給食連合会に発注をしておりますので、ちょっと中身までは把握しておりませんので、影響についてということではちょっと確認はできませんけれども、食材に影響するかということはあるかとは思っております。その関係で平成27年度から現在の私会計から公会計への移行を考えております。そうなれば、全ての学校で全く同じ内容の給食を提供するということになりますので、それを目指してただいま準備しているところであります。

深村主査

先ほどご質疑のありました4点について答弁させていただきます。

まず、登録者ですけれども、8,865名に対しまして市外が1,070名、12.1パーセントとなっております。平成24年度の新規登録者ですけれども、8,865名のうち2,351名が新規登録者となっており、うち市外は442名、18.8パーセントが市外の利用者となっております。

また、3点目ですけれども、棚の特色ということで、こちらの図書館に移るに当たりまして職員の中でも検討を重ね、より市民の方にご利用いただきやすい棚づくりというのを目指して、テーマごとでの配置をしております。全国的にも大変珍しく注目を浴びているところなのですが、一般書、児童書などもまぜ込みまして、本のいろんな読書傾向が推移していく際にスムーズに一般書のほうに移行できるような形の棚づくりを目指しております。こちらは、より市民の方の方にわかりやすいものということで滝川の図書館の特色となっております。

そして、最後に4点目ですけれども、棚の見出しでございますが、利用しやすい棚づくりのために各テーマや作者名ごとに見出しをつけさせていただいております。まず、文学についてですけれども、冊数の多い作者、それから人気のある作者については見出しを特につけるようにということで、随時作品がふえた際には追加もしてございます。また、違う文学以外の棚については利用の多い分野や問い合わせの多いものについて探しやすいように見出しをつけさせていただいているところです。特に明文化した基準はございませんけれども、随時職員の中で検討をしながら、より利用しやすい棚づくりを努めているところでございます。

副委員長

まず、1点目なのですが、補正のとき聞かなかったということもあったのかもしれないのですが、普通こういった事故の場合、保険があつてこういった費用が出るということのは余りないのですが、こうしたことに対応する保険は教育委員会としてはなかったと理解していいのかどうか1点。

高等学校費の関係で、停学処分になった17名についてはJRの不正乗車、飲酒とかいろいろ理由も言われていたのですが、理由によって停学処分の日数が変わるのだと思うのですが、そういったこういう場合は何日とか、先ほど言った理由のことについて日数についてお伺いしたいと思います。

給食費なのですが、つかんでいないということなのですが、過去にはデザートを外すとかということが現実起きていたので、デザートの質を下げるといふことはあると思うのです。その辺つかんでいないということなので、つかむ必要もあるかなということだけ、質疑ではないのですが、申し上げておきます。

図書館費なのですが、先ほど図書館の棚の配置の件で、新刊のコーナーというのが別にあつて、新刊を探すときにはすごくいいのですが、その新刊本というのは本が入ってからいつまでを新刊としてあそこに置いてあるのか、それがいつから移動するのかというのと、作者の名前があるのにその本がやっぱり違うところに何カ所にもあるというケースがあるので、そういうのはどうして起きるのかなと、整理をするときに気がつかないのかなと思うのですが、こういうふうに分けて書いて置いているのかなということもあるのですが、そういうのはどうして起きるのかについてお伺いしたいと思います。

小谷主査

一番最初の保険金関係ですけれども、定例会のときにもご説明したかと思うのですが、同額が保険で補填されておりまして、事務処理の過程上、支出するものは支出、入るものは入るといふふうに分けてしまったので、このようになってしまっておりますが、同じ金額が入っております。

法村事務長

停学の日数の質疑でしたが、停学の日数について特に取り決めはなく、その後の本人の反省次第で生徒指導部が中心になって停学の日数を決めております。

高田課長

過去にデザートが外されているケースがあつたというご質疑でございますけれども、不勉強かもしれませんが、私自身は承知しておりません。先ほど申しましたけれども、各小学校、中学校それぞれは同じメニューで給食を提供しておりますので、少なくとも24年度についてはそのようなことはなかったかと思っております。

それと、今後そういうことを把握する必要性ということでのご質疑ですけれども、平成27年公会計化になれば会計の中から食材費を支出するというようになりますので、そのようにご理解を賜りたいと思っております。

- 深村主査 まず、図書館の新館の棚の件なのですけれども、こちらについてはおおむね4カ月程度で普通の書架のほうに、本棚のほうに戻す作業を行っております。ただ、入荷の多い時期などもございますので、そのときには棚の状況を勘案しながら古いものを順次それぞれの棚に下げていくというようなことで進めさせていただいております。
- もう一点の違うところに本があるということだったのですけれども、文学についてはエッセイ、小説、ルポルタージュなどはできるだけ一緒に作者が固まるような形をとらせていただいておりますけれども、例えば個人の全集ですとか、もうちょっと中身が違うもの場合は別な棚に入ることもございます。毎日、本の貸し出し、それから返却等で棚の中もかなり本が移動しております、冊数が少なくなったり、多くなったりということで棚をまたいで本が配置される時もございます。そのときには、恐らく棚見出しの下にちょうど本が来るような形になっていない場合もあるかと思いますが、そちらも市民のボランティアなどにもご協力をいただきながら書架の整理と利用のしやすい環境づくりを努めてまいりたいと考えております。
- 委員長 ほかに質疑ございませんか。
(なしの声あり)
- 委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 以上で、教育費の質疑を終結いたします。
この辺で昼食休憩にいたします。再開は午後1時15分といたします。
休憩いたします。
- 休 憩 12:29
再 開 13:16
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 歳入**
- 委員長 歳入の説明を求めます。総務部長。
山崎部長 (歳入について説明する。)
委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
- 木 下 2件ほどありますので、お願いします。
まず、35ページ、11款地方交付税、1項地方交付税、普通交付税の中に65億6,544万5,000円のうち、たしか国調の人口で調べるところなのですけれども、わかれば人口1人当たりの概算でいいのですけれども、金額がわかったら伺います。
2点目、83ページ、諸収入、雑入の中で備考欄、宝くじ市町村交付金729万4,573円の積算内訳を伺います。
以上です。
- 万年主査 普通交付税の1人当たりの金額ということなのですけれども、以前に計算した数値を用いますと人口当たりの測定単位として計算するもの、これを単純に人数を置きかえて計算した場合に限りますけれども、その場合は人口1人当たり13万6,760円の需要額となることとなります。
- 原田主査 83ページの雑入、宝くじ市町村交付金の積算根拠はというご質疑にお答えしたいと思っております。
この交付金につきましては、北海道市町村振興協会が道内の市町村に交付する

交付金でございますが、平成24年度の新市町村振興宝くじ、いわゆるオータムジャンボ宝くじの収益金により算定されているものでございます。積算につきましては、交付総額の4割相当を各市町村の均等割、そして6割相当を各市町村の人口数に応じて配分される人口割として積算されています。また、平成23年度発売のオータムジャンボ宝くじの時効金分におきましても同じ同積算で交付されている次第でございます。よろしくお願いいたします。

委員長
清水

ほかに質疑ございますか。

まず、通告してある部分からですが、決算カードの資料でいただきました24年度の下段、中央からちょっと左に経常経費の関係の数字が載っておりまして、歳入一般財源等が140億円余りということで前年度までより二十数億円ふえているわけですが、この要因、内容について伺います。

次、決算書の84、85ページ、まず市債で1億円以上のもの2点なのですが、まず道路新設改良事業債の金利、また義務教育施設整備事業債の金利について伺います。また、24年度契約された金利の最低、最高をお伺いします。

次、使用料、43ページ、美術自然史館の年間パスポートなのですが、事務概要になぜか年間パスポートということで表現がなかったので、ここでお聞きをしたいと思うのですが、年間パスポートの推移、ふえているなど、また効果について伺います。

34、35ページ、地方交付税ですが、予算に対して7,900万円の増と。特別交付税が要因なのか、ちょっと前年度の予算に対する決算ということでは、これぐらい近ければ普通なのかもしれませんが、要因について伺います。

次からは通告にない部分なのですが、決算審査意見書の23ページで市税目別調定・収入済額年度別状況が一覧表になっておりますが、固定資産税と都市計画税が減と。かなりの減の要因について伺います。同じ表の中で、一方市民税と軽自動車税の調定額は増加をしている。この景気の中で、ここが増加するということの増加した要因について伺います。

24ページで下段、市税不納欠損額内訳の中で固定資産税、都市計画税の不納欠損額のうち法第15条の7第5項、即時不納欠損、つまり全く徴収不可というものですが、これが1,428万円あると。あるということ自体は、それはわかるのですが、固定資産税の場合は滞納した段階ではまず間違いなく固定資産を持っているわけです。固定資産を持っているれば、当然それを差し押さえるということだけれども、差し押さえることもできない。共有名義とかだったら不納欠損にはならないですね。ちょっとこういうものが即時不納欠損になる要因について伺います。

最後は、事務概要の59ページの4番、口座振替ですが、口座振替のパーセントでよろしいですが、この数年ということで増加をしているのか、それとも減少しているのか、その推移についてお伺いするとともに、国保税は65歳以上の方々が年金から特別徴収、それをしないために口座振替ということで増加したのだらうと思いますが、市民税、固定資産税については3割、軽自動車税に至っては1割強ということで非常に低いと思うのですが、この要因について伺います。以上です。

法島主任級主事

ただいまご質疑のありました市債の部分について答弁申し上げます。

まず、道路新設改良事業債1億5,740万円ですが、こちらは借り入れ内容が2つに分かれておりますので、それぞれの借入金額と金利について答えさせていた

できます。まず、道路新設改良事業補助事業分として借り入れ起債額1億4,050万円、金利は1パーセントとなります。続きまして、単独事業分としまして起債借入額1,690万円、こちらは借り入れ金利0.58パーセントとなります。続きまして、義務教育債3億7,560万円、こちらにつきましても借り入れ内容が4件に分かれておりますので、それぞれの借入額と金利について申し上げます。まず、1点目が第三小学校改築実施設計事業としまして起債借入額2,560万円、借り入れ金利は0.58パーセントになります。

(何事か言う声あり)

法島主任級主事

失礼しました。ただいま申し上げました第三小改築実施設計の借り入れた際の償還年数としましては10年間になります。続きまして、2件目、東小学校体育館屋根改修工事につきまして起債借入額が1,020万円、償還年数は10年になります。借り入れ利率が0.58パーセントとなります。続いて、3件目です。東小学校トイレ改修事業としまして起債借入額1,050万円、こちらは償還期間が10年になります。借り入れ利率は同じく0.58パーセントとなります。最後になります。4件目、開西中学校改築事業としまして借り入れた起債の金額が3億2,930万円、こちらは償還年数が10年になります。借り入れ利率は0.4パーセントになります。最初に申し上げました道路新設改良事業債につきまして、償還年数について説明が漏れておりましたので、改めて説明させていただきます。まず、道路新設改良事業補助分に関しましては償還年数が15年になっております。単独分につきましては10年になっております。最後になりますが、24年度中に行いました起債の借り入れについての最低利率と最高利率ですが、最低値につきましては0.4パーセントになります。最高値につきましては1.0パーセントとなります。

中塚館長

年間パスポートに関してご質疑をいただきました。年間パスポートにつきましては、年間共通券を平成20年度から導入してございます。まず、導入年の平成20年度、発行枚数が487枚、21年度が749枚、22年度が1,085枚、23年度が553枚、24年度が646枚となっております。効果につきましては、再来館していただくリピーターの確保につながっているものと思います。また、今年度から対象施設を美術自然史館とこども科学館だけではなく郷土館も新たに対象施設として加えております。さらに、購入日から年度末までだった有効期限を購入日から丸々1年間有効期限といたしまして利用者の利便性を図ったところでございます。地方交付税、予算に対して多かつた理由ですけれども、これは特別交付税が多かつたということで、丸々特別交付税の分と考えていただいてもよろしいと思います。

万年主査

堀副主幹

最初に、ご質疑をいただきました決算カードの23年と24年の比較についてであります。23年度の決算カードにつきまして、申しわけございませんが、記載してある数値に誤りがありました。歳入一般財源につきましては、経常の一般財源分、臨時の一般財源分の合計を記載をするところではありますが、23年度の決算カードには経常の一般財源分だけの記載となっております。臨時分の一般財源を足すのが漏れておりました。訂正後の数値なのでありますが、143億6,137万円となりまして、この数字は24年度の資料要求に基づきましてお配りした数値と比べますと約3億円ほど24年度が減少しているということになります。申しわけございませんでした。

渡辺主査

固定資産税の調定収入の減の要因についてご説明を申し上げます。

まず、平成23年と平成24年の間に大きくあった事象としては、先ほどご説明のありましたとおり固定資産の評価がえという要因がございます。固定資産の評価がえにつきましては3年に1度行われることになっておりまして、特に家屋につきましてはそれまでは、平成21年から23年までは価格の据え置きということで一切価格の変動はございません。それで、その3年分の減価償却と言われる経年減点、その価格が一気に平成24年度で起きるということになります。あわせまして、あと土地の部分で申しますと近年の地価下落の傾向ということもありまして毎年時点修正ということで下方修正のほうは率ベースで簡易な方法で行っておりますけれども、24年度の評価がえでいきますと不動産鑑定士に依頼をいたしまして市内の160地点、これについて価格の調査をいたします。それに基づいて市内2,500本程度の宅地に係る路線価の全ての見直しをするということで価格の再集計という部分もありまして、土地については実態に即した形の下落傾向が顕著に出たものと思っております。そして、あと償却資産、これにつきましては近年の景気の低迷等により設備投資もなく、どちらかというとその償却分だけが計上されているという状況もありましてこのような状況になっているところです。

西村副主幹

私からは、市税の収入状況の市民税の増についての要因についてお答えいたします。

まず、個人市民税につきましてはですが、予算の積算につきましては前年度、この場合ですと23年度の決算見込みをベースに24年度の予算を積算してございます。個人市民税の場合は、これらをその納税者の主たる所得に区分いたしまして給与所得、営業所得、それから農業所得、その他所得というふうに区分をして積算するわけですが、その中には特に年少扶養控除の廃止ですとか、そういった制度の改正によって増減が起きるものについては当然その中に盛り込む形と、あと今回増になった区分としましては給与所得と農業所得の決算額が増となっているわけですが、これはまず給与所得につきましては23年の人事院勧告で若干のマイナス改定がございました。それを見込んで若干のマイナス、それから人口の減など、そういったことを要因として予算を減として積算しましたが、実質実際にはそれほど給与所得は落ち込んでいなかったということと、あと農業所得につきましても前年の決算ベースから予算を組んだのでございますけれども、所得自体で23年と24年を比較しますと約倍近くとなっているということで、この2つの所得区分で増になったのが要因でございます。あと、法人市民税につきましても同様に前年度の決算から予算を積算するわけですが、これにつきましても均等割はほぼ予算に近い形になっておりますけれども、法人税割のほうで大きく増となっております、その分が全体の増となっているということでございます。

(何事か言う声あり)

西村副主幹

済みません。あと、もう一点、軽自動車税についてですが、この増につきましても保有台数が見込みよりも若干多くふえたということでございます。

越前副主幹

先ほどの市税不納欠損の関係ですが、固定資産の不納欠損が1,428万円あると。こちらについていえば、不納欠損の中の地方税法第15条の7第5項で即時消滅というものがありまして、滞納処分執行停止をした場合において、その地方公共団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長はその地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務を直ちに消滅

させることができると規定されているのですが、今回の1,400万円強についてはこの積み重ねという形になっております。

もう一点なのですが、口座振替率の低さということだったのですけれども、市道民税、市民税についていえば約7割ぐらいが特別徴収という形になっていまして、残りの3割が普通徴収、この方たちが口座振替の対象となってくるのですけれども、そういったこともありましてこういった口座振替率になっております。また、軽自動車税については他の税目と比べて税額が定額ということもあります。また、年に1回の納期ということもありまして、なかなか口座振替の利用が増加していないと分析しております。

清 水

まず、美術自然史館については、これは共通入館券とかいろいろな言葉を使わないでほしいなど。年間パスポートならパスポートと書けばすぐわかるので、これはもう各館別の売り上げとその共通券のほうだと私はこれを捉えて疑問をしたということで、ぜひ言葉の統一を図っていただきたい。

それで、パスポートがせっかく上昇したのが何か激減していますよね。これは非常に残念だなと思うのですが、やはり2,000円のパーティー券が物すごく売れている中で、この1,000円の年間パスポートは非常にお買い得だと思うのです。それなのになぜなのか。もうちょっと営業努力、営業という言い方はちょっと的確ではないと思うのですが、もっと知られてほしいということと、あと個人的に言えば今まで岩橋英遠先生の絵がずっと続いていたのが、たしか去年か、ことしか、何かこの1年間ぐらいでそうでなくなってしまって国保の保険証みたいに貧相になってしまったのです。そういうことも、それは買った結果それをくれるわけだから、それが原因で枚数が減っているとは思わないのですが、もうちょっと周知等があれば減らなくていいのではないのかなと思っております、お考えを伺います。

意見書24ページの即時不納欠損について、積み重ねというのがよくわからない。私が聞いたのは、固定資産を持っている方になぜ即時不納欠損なのかと。差し押さえとかということ、差し押さえればそれは不納欠損にならないですよ。少なくとも固定資産税がかかっていれば、確かに差し押さえるほうが損になるという不動産もあるのかもしれませんが、そこをお聞きしたので、お願いをいたしたいと思っております。

鎌田課長

不納欠損の関係でありますけれども、基本的には固定資産税の不納欠損即時消滅ということになりますと対象はほとんど法人ということになります。法人の所有する固定資産、これが対象となって課税されるわけですが、倒産、廃止、事業停止等々の事由によりまして営業再開が見込めないという状況になったもの、こういったものについては一般的には法的整理に入るということになります。したがって、その手続に入った場合におきましては滞納処分の一つとして交付要求というような手続をとりまして、優先する債権があるという場合においてもそういった手続をとりまして、物件が公売になって剰余の部分が生じた場合には税金にも配当を願うという手続をとるわけですが、結果的にはそういった手続を経ても配当がないということで、法的手続が終結するということになりますと、これは法律上の不納欠損即時消滅という手続になるということでご理解いただきたいと思っております。

中塚館長

まず、名称でございますが、年間共通券というのはまず条例上でうたっているということございまして、我々は通常通称年間パスポートと呼んでおります。

ちなみに、一般が1,000円となります。あと、デザインにつきましては、ずっと岩橋英遠でやってまいりました。ことし新たに購入日から1年間ということにしましたので、これを機にちょっとデザインを変えてみようということで変えたところがございます。あと、年度によって1,000枚売れている年と500枚の年もございました。これにつきましては、その年にやる特別展との絡みで無料の特別展のときは一般入場券で入ると、あとは特別展が有料のときは何回も来れる年間パスポートということで、特別展との組み合わせで年度によって多い年と少ない年があるということがございます。

清 水

固定資産税の件ですが、法人ということですが、確認なのですが、共有名義物件はないということを確認してよろしいでしょうか。

鎌田課長
委員長

このたびご質疑の件につきましてはございません。
ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

本日まで3日間質疑を行ってまいりましたが、総括質疑への留保はなしということで確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

確認いたしましたので、以上で全ての質疑を終結いたします。

この後の日程は討論ですが、準備ができるまで暫時休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。休憩いたします。

休 憩 14:05

再 開 14:15

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論

委員長

これより討論に入ります。

討論順序につきましては、冒頭に決定していますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となります。

最初に、市民クラブ、木下委員。

木 下

市民クラブを代表して、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号平成24年度滝川市一般会計歳入歳出決算に対し、認定を可とする立場で討論いたします。

初めに、平成24年度はまちづくりの羅針盤とも言える滝川市総合計画のスタートの年として大変重要な年であり、厳しい財政状況の中でもさらなる発展を目指し、直面している課題に全力で取り組んでこられました理事者、職員の皆様に心から敬意を表します。長引く景気の低迷や東日本大震災の影響等厳しい状況の中、地域活性化・きめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金等国の交付金が適切に使われ、雇用や施設整備の改善等に有効に活用できたことは高く評価し、以下若干の要望、意見を付して討論をいたします。

歳入。1、財源確保のため交付税、国、道の各種補助金などの活用と確保に引き続き努力されたい。2、自主財源となる市税は前年度と比して4,362万7,000円の減、地方交付税は前年度と比して5,760万3,000円の減となりました。市税の収入未済額は468万1,000円の増となっており、厳しい経済状況の中、現年度

課税分の収入率については評価しますが、滞納繰り越し分の収入率向上のため、徴収体制の強化に努め、自主財源の確保に努力されたい。

歳出。1、総務費。1、市役所改革や行政改革を図るために職員の交流や視察研修などを積極的に行われたい。2、未来へつなぐ市民税1%事業について利用拡大の努力をされたい。3、そらふちキッズキャンプに対する支援を引き続き検討されたい。4、男女共同参画の推進に力を入れて取り組まれたい。5、市民とともに進める国際交流となるよう検討されたい。

2、民生費。1、敬老特別乗車証のみでなく、タクシー券の助成など高齢者の交通の確保に配慮されたい。2、医療費の無料化を小中学生まで拡大するなど子育て支援事業により一層の努力をされたい。

3、衛生費。1、母子保健事業、歯科保健事業に引き続き努力をされたい。2、ごみ回収では雑紙のほかにトレーなどプラスチックについての検討をされたい。

4、労働費。1、退職者のためのシルバー人材センター活用に力を入れられたい。2、通年雇用促進のために努力をされたい。3、各種補助金を利用して失業者の就業に配慮されたい。

5、農林業費。1、日本一の作付面積を持つ菜種の栽培に力を入れ、安定した経営と実用化に向けた取り組みを強化されたい。2、農業者に対する支援の活用方法をより検討されたい。

6、商工費。1、丸加山のコスモス栽培に力を入れ、菜の花とあわせた花観光事業を大きく展開し、集客を図る努力をされたい。

7、土木費。1、除排雪については、除排雪組合に指導を徹底し、雪道の安全確保に努力されたい。2、障がい者や高齢者の門口除排雪については特段の配慮をされたい。3、大雪に対応し、交通網の確保に万全を期されたい。

8、教育費。1、学びサポートの時数拡大や有効活用に努力されたい。2、図書館の利用、活用に一層の努力をされたい。3、学校の教育環境整備に力を入れるとともに、備品、消耗品費の増額にも努力されたい。4、パークゴルフ場建設について早急な取り組みをされたい。

最後に、厳しい情勢の中で予算執行に努められました関係職員の皆様に対し、心より敬意を表しますとともに、全ての人々が健康で安心して暮らせるまち、全ての人々が生き生きと生活する活力あるまちづくり、そして世界に誇れる国際田園都市を目指して最善の努力をされますことを要望して、討論いたします。以上です。

委員長
小野

次に、新政会、小野委員。

それでは、新政会を代表し、本委員会に付託されました平成24年度一般会計歳入歳出決算につきまして、その認定を可とし、意見、要望を付して討論いたします。

歳入210億566万円、歳出205億8,660万円、差し引き4億1,906万円の黒字決算となりました。長引く景気低迷の中、大変厳しい運営を求められた結果、黒字となったことは予算執行における市理事者、職員の意識が変化していると考えます。滝川市の現況において、財政指数、経常収支比率等々、財政の健全化を示す指標ではおおむねクリアされていますが、決して楽観視はできないものと推測します。基金の残高、将来にわたる財政負担においても5年平均を見る限りでは、財政運営にはさらなる厳しい現実が待ち受けているものと考えます。歳入については、市税等の未収金、不納欠損に対する取り組みを強化していた

だきたい。また、ふるさと納税推進事業においてもさらなる周知拡大を目指すよう努力されたい。

歳出については、市民の対話によるまちづくりにおいては、未来へつなぐ市民税1%事業の市民理解を得るよう努められたい。機能的な生活基盤の充実したまちづくりでは、人口減少、高齢化社会に対応すべき事業展開が図られたことは評価するところです。元気な産業と活力あるまちづくりでは、企業誘致推進事業、太陽光環境エネルギー事業、また農業関連における6次産業の推進及び農業塾の開設等に取り組みをさらに一步進めていただきたい。未来へ羽ばたく子供たちを育むまちづくりにおいては、少子化対策の取り組みとして就学前受給者の医療費の無料化、保育所の開設時間拡大等事業に対しては評価いたします。また、新しい学校づくり推進における改築、改修には年次計画に沿った事業展開を図られたい。社会教育施設関連においては、市民利用ニーズを十分把握され、長期展望を明確にされたい。いろいろな状況においても社会経済情勢を十分に見きわめ、滝川市民が納得のいく施策を行うことを意見とし、また地方の自主的な活性化策を見出す努力を惜しまないよう要望いたしまして、新国会の討論を終えます。

委員長
堀

次に、公明党、堀委員。

公明党を代表し、本委員会に付託されました平成24年度一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を可とする立場で討論いたします。

厳しい財政環境の中で予算執行に当たり、財政健全化に努めていただいた理事者、職員の皆様に敬意を表します。いまだデフレ状態の中で円高が是正され、株価の上昇、さらに2020年の東京オリンピックの開催が決まるなど明るい兆しが見え始めた日本経済ではありますが、地方の波及にはまだまだ時間がかかると思われまます。だからこそ限られた財源の中、市民サービスに知恵を集結し、団結して臨まなければならないと思います。以下、若干の意見を付して討論いたします。

歳入。前年と比べ市税の未収金、不納欠損が増となっているが、それらの改善に努められたい。

歳出。総務費。1、残業手当が減額されたことを評価いたします。さらなる業務改善に努められたい。2、将来を鑑み、ストックマネジメントを推進されたい。3、各種団体への補助金に対し総点検し、見直しに着手されたい。

民生費。1、2025年を見据え、福祉除雪の制度を検討されたい。2、障がい者自立支援の推進に努められたい。

衛生費。1、市民の健康維持のための予防事業に努められたい。2、ごみ減量化の推進に努められたい。

農林業費。1、6次産業化の推進に努められたい。2、畜産試験場跡地利用に努められたい。3、ふれ愛の里の集客の推進に努められたい。

商工費。中心市街地の将来を展望した活性化に努められたい。

土木費。橋梁の長寿命化修繕計画によるコストダウンを大いに評価します。さらなるコスト削減に努められたい。

教育費。子供たちの能力開発推進に努められたい。

以上を申し上げ、討論いたします。

委員長
清水

最後に、清水委員。

日本共産党の清水雅人です。私は、認定第1号、滝川市一般会計決算を否とす

る立場で討論を行います。

決算審査で評価できる点は、第1に防災倉庫、空き家等の適正管理に関する条例施行、開西中学校耐震補強改築と大規模改修、第三小学校改築実施設計など防災と安全のまちづくりが進んだこと。第2に、引き続き独自の少人数学級、市立病院院内保育所、保育所や放課後児童クラブの時間延長、教育支援センター移転などの各種子育て支援が進んだこと。第3に、メガソーラーなどの企業誘致活動、中小零細企業の仕事を支えるために住宅リフォーム助成制度に加え、太陽光発電での助成制度の開始、臨時職員の障がい者枠10人を目指したこと、元気な農業づくり補助制度の拡充と滝川農業塾開設、菜の花観光や白鵬米などに加え、グライダーを活用した外国人観光客誘致計画など地域経済対策が行われたこと。第4に、中心市街地バリアフリー、滝川消防団第4分団詰所新築や転作研修センター体育館実施設計などのまちづくりが進んだこと。第5に、岩手県宮古市への息の長い復興支援やさまざまな国際協力など助け合いとともに発展する活動が行われたこと。第6に、文化センター照明設備更新、温水プール譲渡による水泳事業と市民の健康確保など文化、スポーツ施策が行われたことは評価するものです。

決算を否とする理由は、新たな土地区画整理事業、都市計画街路西2号通を計画どおりに進めたことです。自衛隊駐屯地正門前から300メートルほど南から西1丁目通りのセイコーマート前の交差点に抜ける市道を新設するもので、総事業費3億3,150万円のうち土地区画整理事業に要する経費1,089万3,000円の5年計画の初年度予算が執行されたことは大きな問題です。不要不急であることがわかれば、その都度予算を見直したり、凍結することが求められます。工事の途中で打ち切る判断もあり得ます。日本共産党がこの斜め市道の新設に反対をするのは、事業目的が西3丁目通りと国道451号の環状線化を進め、平成橋、旧畜産試験場前、赤平市共和の国道38号を結ぶ14キロメートル区間を道道に昇格させるという遠大な計画の一部であるからです。滝川市は、赤平、滝川、新十津川を結ぶこの区間を同一の生活経済圏である3市町を広域に結ぶ重要路線と位置づけ、道道昇格に向けて北海道への要望活動を重点事業にしています。しかし、石狩川西岸と滝川市を結ぶ橋は国道石狩川橋、滝新橋、道道江竜橋の3橋です。国、道の財政が悪化する中で、滝川市の財政では無理だからと平成橋の維持管理と保全橋の新設を含む事業を北海道に求めることが妥当なのか、見直す時期に来ています。

以下、意見を付して討論とします。1、総括。1、一般会計から公営住宅事業特別会計や下水道事業会計、中空知水道企業団に対する独自繰り出しを絶対に行わない方針から脱却されたい。財政分析では、基金残高と地方債残高、単年度収支、施設の更新、市民負担、経済活性化などをバランスよく見きわめることが重要です。その点で、5年平均で1億4,206万円の単年度収支の黒字や一般会計市債残高が平成14年度244億円から24年度160億円へと84億円、10年間の年平均で8億4,000万円ずつ減らしており、あわせて毎年約10億円のプライマリーバランス黒字があるとも言えます。その点では、基金、起債残高、中期的なストックマネジメント、地域経済活性化費用などをバランスよく配分した予算執行が可能な状態と言えるところを、独自繰り出しの条件があると考えます。2、健康都市宣言の精神にのっとり、公園トイレの使用期間、使用時間を可能な限り長くしてウォーキングなど野外での健康づくりを支援されたい。

2、総務費。1、10年以上も同一の落札者になっているような委託事業、競争入札の実態を見直し、公契約条例の制定を市税の公正な使用の観点から策定されたい。2、コミュニティ施設が指定管理されながら人件費ではボランティア的な経営が見受けられます。最低賃金法を守らない運営委員会は指定管理者として適格かどうか検討されたい。

3、民生費。1、指定管理保育所の非正規雇用率74パーセントの実態を改善されたい。2、高齢者の見守り、生きがいと健康づくり対策をさらに強化されたい。

4、農林業費。新規就農、後継者支援への国の制度は要件が厳し過ぎることを重視し、市独自の制度を確立されたい。

5、商工費。1、商店街振興、中小企業支援をさらに強化されたい。2、買い物利便性確保のため、企業誘致、事業化支援策を策定されたい。

6、教育費。1、温水プール運営補助金の支出に当たっては、市民コースの利用が適切なものになるよう補助先と協議されたい。2、図書館司書など資格、経験がある嘱託について、陶芸センター嘱託も参考とし、社会教育における人材の重要性を考慮し、引き上げを検討されたい。

以上です。

委員長

以上で、討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して9月27日まで事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより

認定第1号 平成24年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

を挙手により採決いたします。

本認定を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、認定第1号は可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で、本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

市長

それでは、第1決算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

坂井委員長、そして窪之内副委員長を初め、委員各位の皆様におかれましては本委員会に付託されました一般会計歳入歳出決算につきまして、本日まで精力的に、そして積極的にご審議、ご審査賜りましたことに改めてお礼を申し上げます。また、あわせてたゞい可とご認定いただきましたことにもお礼を申し上げます。本委員会で質疑等交わされた内容、また討論に付された内容等を十分に踏まえながら今後各予算等の、そして業務の健全なる財政運営並びに適宜適正な政策の執行に当たっていききたいと思う次第でございます。今後ともご指導をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。まことにあ

委員長

りがとうございました。

初めて委員長という大役を仰せつかりまして、委員の皆様並びに職員の皆様方のご協力をいただきまして、無事にこの3日間を終えることができました。本当にどうもありがとうございました。

以上で第1決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 14:36